

令和2年 第6回議会運営委員会

【日時】令和2年4月28日(火)午後1時

【場所】第1委員会室

1 開会

2 委員長挨拶

3 協議事項

(1) 第1回臨時会提出議案の概要について

資料 No. 1・2

執行機関側提出議案 17件

ア 報告案件 15件

イ 人事案件 1件

ウ 条例案件 1件

エ 一般案件 1件

オ 予算案件 2件

(2) 議案の取り扱いについて

資料 No. 3

ア 議案の取扱い

イ 議案に対する質疑通告の提出期限 (4/30 (木) 正午)

(3) 第1回臨時会の日程について

資料 No. 4

ア 臨時会の日程

(4) 飯田市議会災害対応指針及び

飯田市議会新型コロナウイルス感染症対応計画 (案) について

資料 No. 5・6

4 その他

(1) 当面の日程 ※別途通知済

ア 5月13日(水) 議運・自律的 午前10時～ 「調査研究事項について」

5 閉会

総括	
報告案件	15件
人事案件	1件
条例案件	1件
一般案件	1件
予算案件	2件

計 17件

案件の概要

- 報告第1号 専決処分の承認を求めることについて（飯田市税条例等の一部を改正する条例の制定について）
【地方税法等の改正に伴うもの（4月1日施行分）】
- 報告第2号 専決処分の承認を求めることについて（飯田市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について）
【地方税法等の改正に伴うもの（4月1日施行分）】
- 報告第3号 専決処分の承認を求めることについて（飯田市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について）
【新型コロナウイルス感染症への対応として、介護保険料の徴収を猶予した際に発生する延滞金の減免ができる旨を追加して規定したもの（3月30日施行分）】
- 報告第4号 専決処分の承認を求めることについて（飯田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について）
【非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の改正に伴うもの（4月1日施行分）】
- 報告第5号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度飯田市一般会計補正予算（第10号））
【歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ93,233千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ48,071,612千円とする。】
- 報告第6号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度飯田市国民健康保険特別会計補正予算（第3号））
【事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ670千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9,128,233千円とする。】
- 報告第7号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度飯田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号））
【歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ31,200千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,436,100千円とする。】
- 報告第8号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度飯田市介護保険特別会計補正予算（第4号））
【歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ111,377千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ11,849,278千円とする。】
- 報告第9号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度飯田市地方卸売市場事業特別会計補正予算（第1号））
【歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ12千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ15,512千円とする。】
- 報告第10号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度飯田市駐車場事業特別会計補正予算（第1号））
【歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ116千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ70,616千円とする。】

- 報告第11号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度飯田市墓地事業特別会計補正予算（第1号））
【歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ80千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ16,980千円とする。】
- 報告第12号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度飯田市ケーブルテレビ放送事業特別会計補正予算（第2号））
【歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ29千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ85,727千円とする。】
- 報告第13号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）
【令和元年12月26日に発生した自動車事故による物的損害に係る賠償額を281,467円と定め、令和2年3月25日に専決処分したもの。】
- 報告第14号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）
【令和元年12月20日に発生した飯田市久四区財産区の山林管理の瑕疵による物的損害に係る賠償額を29,300円と定め、令和2年4月16日に専決処分したもの。】
- 報告第15号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）
【令和2年3月29日に発生した市道管理の瑕疵による物的損害に係る賠償額を15,210円と定め、令和2年4月16日に専決処分したもの。】
-

- 議案第43号 令和2年度飯田市一般会計補正予算（第1号）案
【歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10,850,391千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ56,730,391千円とする。】
- 議案第44号 令和2年度飯田市病院事業会計補正予算（第1号）案
【収益的収入支出の予定額に864千円をそれぞれ追加し、収益的収入の予定額を13,670,864千円に、収益的支出の予定額を13,924,864千円とする。資本的収入の予定額に4,442千円、資本的支出の予定額に5,940千円をそれぞれ追加し、資本的収入の予定額を1,298,942千円、資本的支出の予定額を1,957,940千円とする。】
-

令和2年度一般会計補正予算(第1号)案について

- 1 補正額 10,850,391 千円
- 2 主な内容
 - ・特別定額給付金給付事業 10,128,175千円
 - ・事業継続支援緊急助成金 322,900千円
 - ・小中学校情報通信技術活用教育推進事業 65,196千円
 - ・子育て世帯臨時特別給付金給付事業 137,520千円
 - ・県・市町村連携新型コロナウイルス拡大防止協力企業等特別支援事業負担金 88,100千円
 - ・地域外来・検査センターの設置及び運営 70,582千円

款	補正前の額	補正額	計	補正額の主な内容		単位:千円
				特別定額給付金給付事業費補助金	特別定額給付金給付事務費補助金	
15 国庫支出金	6,092,147	10,302,027	16,394,174	特別定額給付金給付事業費補助金 10,050,000	特別定額給付金給付事務費補助金 76,782	
16 県支出金	3,022,213	49,319	3,071,532	子育て世帯臨時特別給付金事業費補助金 132,000	子育て世帯臨時特別給付金事務費補助金 5,449	公立学校情報機器整備費補助金 37,399
18 寄附金	208,050	100	208,150	地域外来・検査センター事業委託金		
20 繰越金	600,000	477,682	1,077,682	商業振興寄附金		
21 諸収入	2,827,629	21,263	2,848,892	純繰越金		
歳入合計	45,880,000	10,850,391	56,730,391	検体検査業務受託事業収入		

款	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳				補正額の主な内容	単位:千円
				特定財源		一般財源			
				国庫支出金	地方債	その他	一般財源		
01 議会費	277,234	42	277,276				42	議会一般管理費	
02 総務費	5,721,935	10,130,438	15,852,373	10,126,842			3,596	特別定額給付金給付事業 10,128,175	
03 民生費	15,169,324	139,595	15,308,919	137,449			2,146	子育て世帯臨時特別給付金給付事業 137,449	
04 衛生費	4,640,072	71,257	4,711,329	49,656		21,263	338	生活支援相談窓口運営費 2,146	
05 労働費	381,779	91,842	473,621				91,842	地域外来・検査センター事業 70,582	
07 商工費	2,452,399	324,000	2,776,399			100	323,900	子育て支援事業 675	
09 消防費	1,570,422	18,807	1,589,229				18,807	緊急経済対策事業 322,900	
10 教育費	4,096,554	74,410	4,170,964	37,399			37,011	中心市街地活性化事業推進事務費 1,100	
歳出合計	45,880,000	10,850,391	56,730,391	10,351,346	0	21,363	477,682	災害対策備蓄事業 14,618	災害対策一般経費 4,189
								小中学校情報通信技術活用教育推進事業 65,196	
								中学校教育振興事業 8,948	校外活動支援事業 266

【予算要求】

課等名	内容	要求額 (千円)	備考
福祉課	臨時休校に伴う放課後等デイサービス給付費 利用者負担分500、給付費の増4,500	5,000	利用者負担分 国10/10 給付費の増 国1/2
子育て支援課	手指消毒液、子ども用マスク 1ヶ月分	3,396	令和元年度予算10/10国補助あり うち、3,240千円繰越
学校教育課	修学旅行キャンセル料 (企画料) 補助金 小学校33、中学校3,561	3,594	全額繰越
	児童館、センター、クラブ 除加湿空気清浄機	1,320	令和元年度予算10/10国補助あり 全額繰越
	学校休校期間に係る米飯・パン加工事業者へのキャンセル料 加工賃の90%を学校設置者が負担	2,119	令和元年度予算2/3国補助あり 一財1/3のうち、80%は令和2年度特 別交付税で措置

15,429

【繰越明許】

課等名	内容	要求額 (千円)	備考
危機管理室	中山間地域における避難等あり方調査業務	990	
子育て支援課	手指消毒液、子ども用マスク 1ヶ月分	3,240	
長寿支援課	中部デイサービスセンターエアコン改修工事	6,083	
	上郷デイサービスセンター消防放送設備移設工事	429	
学校教育課	修学旅行キャンセル料 (企画料) 補助金 小学校33、中学校3,561	3,594	
	児童館、センター、クラブ 除加湿空気清浄機	1,320	
	学校休校期間に係る米飯・パン加工事業者へのキャンセル料	2,119	

17,775

令和 2 年飯田市議会第 1 回臨時会
議案一覧表

5 月 1 日上程分

◎ 報告議案 (15件)	
報告第 1 号	専決処分の承認を求めることについて（飯田市税条例等の一部を改正する条例の制定について）
報告第 2 号	専決処分の承認を求めることについて（飯田市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について）
報告第 3 号	専決処分の承認を求めることについて（飯田市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について）
報告第 4 号	専決処分の承認を求めることについて（飯田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について）
報告第 5 号	専決処分の承認を求めることについて（令和元年度飯田市一般会計補正予算（第10号））
報告第 6 号	専決処分の承認を求めることについて（令和元年度飯田市国民健康保険特別会計補正予算（第3号））
報告第 7 号	専決処分の承認を求めることについて（令和元年度飯田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号））
報告第 8 号	専決処分の承認を求めることについて（令和元年度飯田市介護保険特別会計補正予算（第4号））
報告第 9 号	専決処分の承認を求めることについて（令和元年度飯田市地方卸売市場事業特別会計補正予算（第1号））
報告第10号	専決処分の承認を求めることについて（令和元年度飯田市駐車場事業特別会計補正予算（第1号））
報告第11号	専決処分の承認を求めることについて（令和元年度飯田市墓地事業特別会計補正予算（第1号））
報告第12号	専決処分の承認を求めることについて（令和元年度飯田市ケーブルテレビ放送事業特別会計補正予算（第2号））
報告第13号	専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）
報告第14号	専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）
報告第15号	専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）

付託議案一覧表

【一括付託分】

◎ 予算決算委員会付託議案 (2件)	
議案第43号	令和 2 年度飯田市一般会計補正予算（第 1 号）案
議案第44号	令和 2 年度飯田市病院事業会計補正予算（第 1 号）案

令和2年飯田市議会第1回臨時会

会期 令和2年5月1日 1日間

日 程 表

月	日	曜日	日 程
5	1	金	開 会 令和2年5月1日 午前10時 開 議 日程第1 会議成立宣言 日程第2 議席の変更 日程第3 会期の決定 日程第4 議案説明者出席要請報告 日程第5 会議録署名議員指名 日程第6 市長挨拶 日程第7 報告（15件） 報告第1号から報告第15号 日程第8 議案審議 (1) 委員会付託議案（2件） 議案第43号及び議案第44号 説明、質疑、委員会付託 予算決算委員会 議場 委員長報告、質疑、討論及び採決 閉 会

○飯田市議会災害等対応指針

平成 28 年 2 月 16 日議会運営委員会決定

改正 令和 2 年 月 日議会運営委員会決定

1 目的

近年の風雨災害は、その規模と破壊力において地域社会にとって大いに脅威となってきており、本市においても昭和 58 年の豪雨災害以降、地域社会に重大な影響を及ぼす規模の災害は発生していないものの、いつ発生するともわからないのが現実である。

また、地震災害において南海トラフ巨大地震は、今後 30 年以内の発生確率が 70 パーセント以上ともいわれ、伊那谷直下型地震においても甚大被害の発生が懸念されている。更には、自然災害以外にも様々な危機管理事案の発生が考えられる。

しかしながら、行政側の災害対応計画等は定められているものの、議会には大規模災害時等における議会の機能を果たすための行動計画は定まっておらず、議会独自の対応指針策定が求められていた。

これらのことから、大規模災害及びそれに準じた対応が必要な危機管理事案などの発生時において、被災市民の救援と被害復旧等のために、市当局と連携し、非常時に即応した役割を果たすための災害等対応指針を定めることとした。

2 基本方針

- (1) 飯田市災害対策本部等が迅速かつ円滑に応急活動が実施できるよう、必要な協力と支援を行う。
- (2) 国、県、関係機関等に適時適切な要望活動を行い、市の復旧・復興等の取組を支援する。
- (3) 広域的な支援又は受援態勢が必要と判断されたときは、関係自治体の議会と積極的に連携を図る。
- (4) 大規模災害時においては、理事者、議員、職員、又は庁舎自体が被災することも想定されることから、状況に応じた柔軟かつ的確な対応を行う。

3 組織体制

(1) 災害対策会議の設置

議長は、飯田市災害対策本部等が設置されたときは、状況により飯田市議会災害対策会議（以下「災害対策会議」という。）を設置し、市議会の災害等の対応に関する事務を統括する。災害対策会議には部会を置くことができる。

(2) 災害対策会議の編成

災害対策会議は、議長、副議長、議会運営委員長、常任委員長及び全ての会派代表者をもって組織し、会議は議長が招集する。議長に事故あるときの職務代理者は副議長、議会運営委員長、常任委員長、会派代表者の順とする。議長は、必要により災害対策会議に議員の参集を求めることができる。

(3) 災害対策会議の部会編成

部会は、常任委員会単位とし、災害等に関連し所管する事項について、災害状況に応じた情報収集と飯田市災害対策本部等への提言について取りまとめる。

4 所掌事務

(1) 情報収集

議長は、飯田市災害対策本部等が設置されたときは、議員からの情報を基に相互の情報共有及び情報交換を行う。議員に対しては収集した災害等の情報を提供する。

(2) 要望、提言

議長は、災害対策会議を窓口として市当局が災害等の対応に専念できるよう、市当局への市民からの要望、提言を取りまとめる。

(3) 視察対応

議長は、飯田市災害対策本部等からの要請に基づき、視察対応に協力する。

5 議会事務局の役割

議会事務局は、議長の指示により災害対策会議の事務を補佐する。

6 災害等発生時における議員の行動基準及び議会の対応

(1) 議員は、自身の安否について、次の場合に議会事務局に連絡する。

- ① 市内で震度5強以上の地震が発生したとき。
- ② 飯田市からの情報により、飯田市災害対策本部の設置を知ったとき。

(2) 災害発生後の経過期間に応じた対応は、次のとおりとする。

【初動期】（災害発生から概ね24時間が経過するまで）

① 議員の行動基準

ア 議員は、自身の安全を確保したうえで、地域における被災者の安全の確保や避難所への誘導及び救援・救護活動に可能な限り協力する。

② 議会の対応

ア 議会事務局は、議長に、被害及び市の対応状況を速やかに報告する。

イ 議長は、3(1)により、災害対策会議を設置するとともに、必要な議員の参集を求める。

ウ 議長は、必要と認めるときは、議会事務局を通じて議員の安否を確認する。

【初動期経過後】

① 議員の行動基準

ア 議員は、議会事務局に自らの所在を明らかにし、連絡態勢を確立する。

イ 議員は、地域における被災状況や被災者の要望等の情報収集に努め、速やかに議長（災害対策会議）に情報を提供するとともに、地域の一員として避難所支援など共助の取組が円滑に行われるよう協力する。

ウ 議員は、災害対策会議の決定に基づき災害状況等の調査を行い、議長（災害対策会議）に調査結果を報告する。

② 議会の対応

ア 議長は、被災情報を収集・整理し、飯田市災害対策本部に提供する。

イ 議会事務局は、飯田市災害対策本部等からの情報を速やかに正副議長に報告する。

ウ 議長は、議員に対し、収集・把握した災害等の情報を的確に提供する。

エ 議長は、災害等の状況により災害対策会議を開催し、必要な議員の参集を求める。

オ 議長は、被災の実情を踏まえ、災害対策会議に設置された各部会に対し、復旧・復興

等に必要な施策、国、県など関係機関に対する要望事項等の調査を指示し、結果を取りまとめる。この場合において議長は、広域的な視点に立って、関係自治体の議会とも十分に連携を図る。

カ 議長は、調査結果を市長又は飯田市災害対策本部等に提言する。

キ 議長は、通常の議会機能が回復したときは、災害対策会議において議会活動を開始することについて協議し、災害対策会議を解散する。飯田市災害対策本部等が閉鎖されたとき、又は議会内に特別委員会が設置されたときも同様とする。

ク 議長は、特別委員会が設置されたときは、各部会の検討経過等を特別委員会に引き継ぐものとし、調査結果を市長又は飯田市災害対策本部等に提言する。

7 その他

- (1) 議員改選期において、議会構成が決まらない時期に災害等が発生し、災害対策会議を設置する必要が生じたときは、議会事務局長が、会派代表者又は在籍年数の長い議員を数名招集し、議員相互による話し合いにより対応を決めることとする。
- (2) 災害はいつ発生するか予測できないことから、多様な条件を想定した本指針に基づく訓練を毎年実施するものとする。

8 施行期日

- (1) この指針は、平成 28 年 2 月 16 日から施行する。
- (2) 飯田市議会災害対応に関する申し合わせ（平成 7 年 5 月 29 日 議会運営委員会決定）は廃止する。

9 改正の経過

令和 2 年の新型コロナウイルス感染症への対応に際し、災害対応に加え「大規模災害に準じた対応が必要な危機管理事案」を追記した。

飯田市議会新型コロナウイルス感染症対応計画(案)

R2.4.28 議会運営委員会

1 目的

この計画は、新型コロナウイルス感染症の影響が拡大する状況にあつて、議会がその責務と役割を果たし続けるために必要な事項を定めることを目的として策定する。

2 発生段階区分

この計画は、長野県対策本部会議が定める発生段階区分及び、飯田市議会の議員が感染した場合、感染が疑われる場合、濃厚接触者となった場合、並びに飯田市議会の議員の家族が感染した場合、感染が疑われる場合、濃厚接触者となった場合、等に区分して策定するものとする。

新型コロナウイルス感染症長野県対策本部が定める発生段階区分

区 分	レベル	発 生 状 態
域内発生早期	レベル1	感染者数に関わらず、感染経路が特定(推定)できている状態
域内感染発生期	レベル2	感染経路が特定できない感染者が発生するか、単発的なクラスターが発生した状態
域内まん延期	レベル3	感染経路が特定できない感染者が多数発生するか、クラスターが連続して複数発生した状態
域内まん延期	レベル4	(緊急事態宣言)が発出された状態
小康期		県内感染期を経た後、回復者数が新規感染者を上回り、感染者が連日発生していない段階

3 本会議(全員協議会・予算決算委員会全体会)関係

(1) 仮議長を選出

議長及び副議長が共に本会議に出席できないときは、地方自治法第 106 条第 2 項の規定により、出席議員の中から仮議長を選挙により選出する。

(2) 発生段階がレベル1以上となった場合の対策

ア ドアや窓を閉鎖せず、換気状態で開催するか、一定間隔(30分程度)で換気を行う。

イ 執行機関側出席者は、部長以上及び説明課長等のみとする。

ウ 報道機関者以外の傍聴者数は 10 名を上限とする。

エ 議場への入退出時に傍聴者等を含めて手指消毒を行う。

オ 入室前に体温計測を行い、入室時に 37.5° 未満であることを確認する。

カ 発言は、マスクを着用するか、質問席もしくは演台で行う。

キ 質問席及び演題は、休憩ごとに拭き取り消毒を行う。

(3) 発生段階がレベル3以上となった場合の対策

ア 報道関係者以外の傍聴の自粛を要請し、全ての日程（現在中継していない日程を含め）をインターネット中継する。

イ 入室時に検温を行い、37.5° 以上の場合は、入室を禁止する。

(4) 議案の委員会付託が困難な場合の対策

議案の付託を行うべき委員会の定足数が満たない状況が見込まれる場合は、常任委員の所属変更による対応を行うか、議会運営委員会及び本会議での確認に基づき、委員会付託を省略して審議を行うことを検討する。

4 委員会(委員会協議会)・分科会関係

(1) 委員長の職務代行

ア 委員長及び副委員長が共に会議に出席できないときは、委員会条例第 12 条第 2 項の規定による。

イ 分科会の座長も同様とする。

(2) 発生段階がレベル1以上となった場合の対策

ア ドアや窓を閉鎖せず、換気状態で開催するか、一定間隔(30 分程度)で換気を行う。

イ 執行機関側出席者は、部長以上及び説明課長のみとし、他は自席又は隣室で待機して議題により入れ替わる。

ウ 報道機関以外の傍聴者数は、4 名を上限とする。

エ 入退出時に傍聴者等を含め手指消毒を行う。

オ 入室前に体温計測を行い、入室時に 37.5° 未満であることを確認する。

カ 発言時のマスク着用を義務付ける。

(3) 発生段階がレベル3以上となった場合の対策

ア 報道関係者以外の傍聴の自粛を要請し、委員会及び委員会協議会のインターネット中継を行う。

イ 入室時に検温を行い、37.5° 以上の場合は、入室を禁止する。

5 飯田市議会災害等対策会議関係

(1) 議長は、飯田市議会災害等対策指針に基づき、飯田市議会災害対策会議を設置し、必要に応じて会議を招集する。

(2) 議長は、災害対策会議において必要な対応等を協議する。また議会運営に関する事項については、議会運営委員会に提案を行う。

(3) 議長は、飯田市新型コロナウイルス感染症対策本部会議及び飯田市議会災害対策会議の決定事項等、必要な情報を速やかに全議員に周知を図る。

(4) 各議員は、飯田市公式ウェブサイト等で公表される情報の確認に努める。

(5) 議長は、各議員が収集した市民からの要望、質問等を取りまとめ、必要な対応を行う。

(6) 各議員は、収集した市民からの要望、質問等は議会事務局を窓口とし、担当部局へ直接連絡を行うことを自粛する。

6 議員及び家族等の健康状況による対応

(1) 一般的事項

- ア 議員は毎日検温し、発熱(37.5 度以上)している場合は、議員活動を行わない。(本会議及び委員会への出席も行わない。)また、風邪や発熱などの軽い症状が出た場合も、外出をせず自宅で療養する。
- イ 議員又は議員の同居者に健康状態の異変があった場合の対応は、「別表」を基本とする。

(2) 新型コロナウイルス感染者又は濃厚接触者発生時における対応事項

- ア 議員又は議員と同居する者が下記に該当する場合は、保健所の指示に従うほか飯田市議会災害対策会議において対応を検討する。
 - (ア) 議員又は議員と同居する者が感染者と判定された場合。
 - (イ) 議員又は議員と同居する者が濃厚接触者として保健所等から判断された場合。
 - (ウ) 上記以外で、保健所から自宅待機等の指示があった場合。
 - (エ) 議員又は議員の同居者が感染又は濃厚接触者となった場合の対応は、「別表」を基本とする。

イ 発生時における対応

- (ア) 感染者又は濃厚接触者が発生した場合は、過去 14 日以内に議会棟等の庁舎(議場、委員会室、会派室、事務室等)への出入の有無を確認する。
- (イ) 出入があった場合は、その部屋の使用を中止し、保健所の意見も踏まえつつ必要な範囲の消毒を行う。
- (ウ) 消毒作業は、基本的に専門業者に依頼することとするが、緊急に消毒が必要な場合は、可能な範囲で事務局において最低限の消毒を行う。

(3) 新型コロナウイルス感染症対策のより一層の徹底

ア 手洗い・咳エチケットの徹底

日常的に手洗い・咳エチケットを徹底する。また、本会議・委員会等では入口に設置している消毒液での手指消毒を行う。

イ マスクの着用

議員や執行機関側の職員は、本会議や委員会においても、躊躇なくマスクを着用できるよう、発言者を含めて会議出席中の着用を妨げない。

ウ 会議等での適切な換気について

現在、会議室等はロスナイによる空調管理を実施しているが、大人数が長時間使用する場合は適宜、窓や扉を開けて換気を行う。(30 分に 1 回以上)

エ 傍聴者対応について

傍聴者においても、傍聴受付の際にチラシの掲示により手洗い・咳エチケットの啓発を行うとともに、アルコール消毒液の積極的な使用を呼びかける。ホームページでは、体調不良を感じている方には、予め傍聴を自粛いただく旨を呼びかけるとともに、本会議や委員会のインターネット中継について周知していく。

オ 他都市への行政視察等について

(ア)他都市への行政視察や議員活動についても、特段の事情がない限り、当面、感染拡大防止の観点から自粛する。

(イ)他都市からの行政視察等の受け入れを中止する。

カ 宴席等の自粛

(ア)三密の状況になりやすい、飲食を伴う宴席等の開催及び出席を自粛する。

(イ)感染した場合は、発症前後の行動履歴が調査されることとなるため、感染拡大防止を意識した行動に常に努める。

キ 発熱した場合は、議員活動が制限されることとなるため、定例会中及び開会日 14 日前からの健康管理には特に留意する。